

阿蘇市農畜産物処理加工施設管理業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、阿蘇市農畜産物処理加工施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等について定める。

2 施設の概要

(1) 名称 阿蘇市農畜産物処理加工施設

(2) 所在地 熊本県阿蘇市小里781番地

(3) 規模等 建物規模

木造平屋建 1棟：377m²

(概要) ① 豆腐加工室：約24m²

② 納豆加工室：約20m²

③ 味噌加工室：約26m²

④ 漬物加工室：約26m²

⑤ 冷凍食品加工室：約115m²

⑥ 加工機器設備 一式

⑦ 事務室：約20m²

⑧ その他

(4) 利用実績 別添利用実績表（収支状況表）のとおり

3 休館日

① 土曜日及び日曜日

② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

③ 12月29日から同月31日まで及び1月1日から同月3日まで

ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、または休館日以外の日に休館することができる。

4 開館時間

午前9時から午後5時までとする。

但し、市長が特に必要があると認めたときは、利用時間を変更することができる。

5 管理等に関する基本的内容

指定管理者は、阿蘇市農畜産物処理加工施設の管理のため、次の業務を行うこと。

①施設の運営管理に関する業務

②施設の使用許可に関する業務

③施設及び設備等の維持管理に関する業務

④自主事業に関する業務

(自主事業の内容は、原則として施設設置の目的に沿ったものであること。)

⑤施設の清掃及び安全衛生管理に関する業務

6 法令等の遵守

次に掲げる法令のほか、関連する法令は、それを遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法244条第2項及び同3項
- (2) 阿蘇市農林水産物処理加工施設条例
- (3) 協定の期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容を遵守する。

7 物品の管理及び帰属

- (1) 指定管理者は、物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、異動が生じた場合は市に報告するものとする。
- (2) 指定管理者が、備品を購入しようとするときは、あらかじめ市に協議し承認を得るものとする。
- (3) 指定管理者が委託料以外をもって備品等を設置しようとする場合は、あらかじめ市に協議し承認を得るものとする。

8 管理が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、適切な施設の管理が困難になったと認められる場合は、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、施設の管理が困難と認められる場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

なお、この場合、市に生じた損害は、指定管理者が市に賠償しなければならない。

- (2) 不可抗力その他、市は指定管理者の責めに帰することができない事由により、施設の管理が困難となった場合は、市と指定管理者は、管理の継続の可否について協議を行うものとする。

なお、協議の結果、当該指定管理者により施設の管理が困難と判断した場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

9 協定の締結

市と指定管理者は、業務を実施するうえで必要となる事項について協議を行い、これに基づき協定書を締結する。さらに、必要がある場合には、別途年度協定を締結することができるものとする。

10 留意事項

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、阿蘇市農畜産物処理加工施設の管理について、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と協議のうえ解決するものとする。